

- (c) 必要に応じ、暫定的漁業規制措置に関する事項につき検討し、及びその結果に基づき執られるべき措置（当該規制措置の修正を含む。）について両締約国に勧告する。
- (d) 両締約国の漁船間の操業の安全及び秩序に関する必要な事項並びに海上における両締約国の漁船間の事故に対する一般的な取扱方針につき検討し、並びにこの結果に基づき執られるべき措置について両締約国に勧告する。
- (e) 委員会の要請に基づいて両締約国が提供すべき資料、統計及び記録を編集し、及び研究する。
- (f) この協定の違反に関する同等の刑目の制定について審議し、及び両締約国に勧告する。
- (g) 毎年委員会の事業報告を両締約国に提出する。
- (h) そのほか、この協定の実施に伴う技術的な諸問題につき検討し、必要と認めるときは、執られるべき措置について両締約国に勧告する。
- 2 委員会をもって構成される下部機構を設置すること及び、専門家をもちて構成される下部機構を設置すること及び、
- 3 両締約国政府は、1の規定に基づき行われた委員会の勧告をできる限り尊重するものとする。
- 第八家（操業の安全）節**
- 第九家（紛争の解決）1** この協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。
- 2 1の規定により解決することができなかった紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三〇日の期間内に各締約国政府が任命する各一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲裁委員が当該期間の後の三〇日の期間内に合意する第三の仲裁委員又は当該期間内にその二人の仲裁委員が合意する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付

託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であってはならない。

3 委員会を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員若しくは第二国につて当該期間内に合意されなかつたときは、仲裁委員会は、両締約国政府のそれぞれが三〇日の期間内に選定する国の政府が指名する各一人の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員をもつて構成されるものとする。

4 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会に原するものとする。

第一〇条 批准、有効期間 1 この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

2 この協定は、五年間効力を存続し、その後はいずれか一方の締約国が他方の締約国にこの協定を終了させる意思を通告する日から一年間効力を存続する。

附屬書

集約条約ツクシム